

資料

洞爺湖町議会平成30年12月会議
議案説明資料

宮崎泰人氏経歴

住 所 北海道虻田郡洞爺湖町高砂町37番地27

氏 名 みや ぎき やす ひと
宮 崎 泰 人

生年月日 昭和23年3月18日生（70歳）

学 歴 昭和47年 3月 専修大学法学部卒業

職 歴 昭和47年 3月 株式会社田中測量入社
昭和49年12月 同社退社
昭和52年 2月 司法書士開業（現在に至る。）

公 職 歴 平成 9年 1月 人権擁護委員（現在に至る。）
平成 7年 9月～平成18年3月 虻田町固定資産評価審査委員会
委員
平成18年 3月～平成21年5月 洞爺湖町固定資産評価審査委員
会委員
平成21年 5月～現在 洞爺湖町固定資産評価審査委員会委員長
平成22年 9月～現在 洞爺湖町情報公開・個人情報保護審査会委員
平成28年 4月～現在 洞爺湖町行政不服審査会委員

団体歴等 昭和61年 1月 洞爺青年会議所専務理事
昭和62年 1月 洞爺青年会議所副理事長
平成 3年 4月 虻田町立虻田小学校PTA会長
平成 3年 4月 虻田町PTA連合会長
平成10年 4月 虻田町立虻田中学校PTA会長

七 戸 朝 子 氏 経 歴

住 所 北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉 1 8 0 番地 1 0

氏 名 しちの へ とも こ
七 戸 朝 子

生年月日 昭和 2 7 年 7 月 3 0 日生 (6 6 歳)

学 歴 昭和 4 6 年 3 月 北海道虻田商業高等学校卒業

職 歴 昭和 4 6 年 4 月 洞爺温泉郵便局勤務
平成 1 5 年 4 月 洞爺温泉郵便局長
平成 2 0 年 6 月 洞爺温泉郵便局長退職

公 職 歴 平成 2 2 年 1 月 人権擁護委員 (現在に至る。)

団体歴等 昭和 5 7 年 4 月 洞爺湖温泉 8 区自治会役員

五十嵐 優子 氏 経 歴

住 所 北海道虻田郡洞爺湖町洞爺町123番地

氏 名 いがらし ゆう こ
五十嵐 優子

生年月日 昭和28年3月29日生（65歳）

学 歴 昭和50年 3月 玉川大学文学部卒業

職 歴 昭和50年11月 ソニー株式会社国内営業部入社
昭和54年 6月 同社退職
昭和59年 7月 商店従事（現在に至る。）

公 職 歴 平成19年 4月 人権擁護委員（現在に至る。）

団体歴等 昭和62年 5月 洞爺村商工会商工女性部副部長
平成 2年 5月 洞爺村商工会商工女性部理事
平成18年 4月 洞爺湖町商工会商工女性部理事（現在に至る。）
平成 9年 5月 グレイセスとうや理事
平成14年 4月 洞爺国際交流協会会長
平成23年 4月 洞爺国際交流協会顧問（現在に至る。）
平成24年 4月 洞爺湖町社会教育委員（現在に至る。）
平成30年 4月 洞爺湖町成年後見業務支援員（現在に至る。）

加賀谷 真由美 氏 経 歴

住 所 北海道虻田郡洞爺湖町栄町82番地1

氏 名 かがや まゆみ
加賀谷 真由美

生年月日 昭和31年3月31日生(62歳)

学 歴 昭和53年 3月 岩手大学教育学部養護教育学科卒業

職 歴 昭和53年 4月 NHK盛岡放送局入局
昭和54年 3月 同局退社
昭和54年 4月 壮瞥町立壮瞥小学校(教諭)
昭和57年 3月 同小学校退職
平成 3年 4月 伊達市立伊達中学校(教諭)
平成12年 4月 虻田町立洞爺湖温泉中学校(教諭)
平成15年 4月 伊達市立有珠中学校優健分校(教頭)
平成18年 4月 伊達市立星の丘小中学校(教頭)
平成19年 4月 壮瞥町立壮瞥中学校(教頭)
平成20年 4月 壮瞥町立久保内中学校(校長)
平成23年 4月 洞爺湖町立洞爺湖温泉小学校(校長)
平成25年 4月 洞爺湖町立洞爺中学校(校長)
平成28年 3月 同中学校退職
平成28年 4月 洞爺湖町教育委員会教育指導専門員(現在に至る。)

洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
<p>(期末手当) 第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において、議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に6月1日の場合においては100分の212.5、12月1日の場合においては<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号。以下「給与条例」という。）第21条第2項に規定する在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当) 第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において、議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に6月1日の場合においては100分の212.5、12月1日の場合においては<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号。以下「給与条例」という。）第21条第2項に規定する在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。</p>

洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
<p>(期末手当) 第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において、議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号。以下「給与条例」という。）第21条第2項に規定する在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当) 第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において、議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>6月1日の場合においては100分の212.5、12月1日の場合においては100分の232.5</u>を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号。以下「給与条例」という。）第21条第2項に規定する在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。</p>

洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
<p>(期末手当) 第4条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退任した者にあつては、退任した日現在）において特別職が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の212.5、12月に支給する場合においては<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当) 第4条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退任した者にあつては、退任した日現在）において特別職が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の212.5、12月に支給する場合においては<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。</p>

洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
<p>(期末手当) 第4条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退任した者にあつては、退任した日現在）において特別職が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当) 第4条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退任した者にあつては、退任した日現在）において特別職が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の212.5、12月に支給する場合においては<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。</p>

洞爺湖町職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条）

改 正 案	現 行
<p>(日直手当)</p> <p>第19条の2 日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき <u>4,400円</u>を超えない範囲内において規則で定める額を日直手当として支給することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 第1項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 第1項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>(日直手当)</p> <p>第19条の2 日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき <u>4,200円</u>を超えない範囲内において規則で定める額を日直手当として支給することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 第1項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の90</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 第1項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>

洞爺湖町職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条）

改正案	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>6 再任用職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 第1項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の122.5</u>、<u>12月に支給する場合においては100分の137.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>6 再任用職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の80</u>」とする。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 第1項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、</p>

又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) 第1項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 略

又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 第1項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

3～5 略

洞爺湖町国民健康保険税条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（第1条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>58万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>58万円</u>とする。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>58万円</u>を超える場合には、<u>58万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（第1条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>54万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>54万円</u>とする。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>54万円</u>を超える場合には、<u>54万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

洞爺湖町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(職員)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者</u></p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当するする課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)</p> <p>(6)～(9) 略</p> <p>(10) <u>5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの</u></p> <p>4及び5 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u></p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当するする課程を修めて卒業した者</p> <p>(6)～(9) 略</p> <p>4及び5 略</p>